

ばい煙発生施設等使用廃止届出書

年 月 日

東 大 阪 市 長 様

住所

届出者

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

- ばい煙発生施設等の使用を廃止したので、
- 大気汚染防止法第 11 条 (第 17 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 13 第 2 項において準用する場合を含む)
 - 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 30 条
 - ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条
- の規定により、次のとおり届け出ます。

ふ り が な 工場又は事業場の 名称	(電話番号)	※整理番号	
		※受理年月日	年 月 日
		※施設番号	
工場又は事業場の 所在地	(郵便番号)	※備考 (受付印等)	(大阪府)
施設 の 設 置 場 所			(市町村)
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

		施設の種類	規 模	施 設 番 号	
使用を廃止した施設の概要	大気汚染防止法	ばい煙			
		特定粉じん			
		一般粉じん			
		揮発性有機化合物			
	ダイオキシン類対策特別措置法				
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	ばい煙	ばいじん		
			有害物質		
		揮発性有機化合物			
		特定粉じん			
		一般粉じん			

- 備考 1 施設の設置場所の欄の記載については、できる限り図面等を利用して、廃止した施設を明示すること。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。